

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
6	R5. 7. 21	R5. 9. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度東京都江戸東京博物館外6施設の管理運営に関する年度協定の締結について ・令和4年度東京都江戸東京博物館外6施設の管理運営に係る委託料の支出について(第1四半期) ・令和4年度東京都江戸東京博物館外6施設の管理運営に係る委託料の支出について(第2四半期) ・令和4年度東京都江戸東京博物館外6施設の管理運営に係る委託料の支出について(第3四半期) ・令和4年度東京都江戸東京博物館外6施設の管理運営に係る委託料の支出について(第4四半期) 	270		1												<p>(条例第7条第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため <p>(第7条第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の運営に係る情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位が損なわれる可能性があるためと認められるため。また、犯罪の予防に支障を及ぼすと認められるため ・法人全体に係る経費内訳は、当該法人の事業規模や経営状況を推察することができる、事業運営の根幹にかかわるもので、社会的評価、信用を不当に低下させるおそれがあり、公にすることにより、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため <p>(条例第7条第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印影を公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼす恐れがあるため ・公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼす恐れがあるため 	生活文化スポーツ局文化振興部文化事業課
7	R5. 7. 21	R5. 9. 21	令和4年度東京都江戸東京博物館外6施設の管理運営に関する検査調書					1										当該文書を取得しておらず、存在しないため	生活文化スポーツ局文化振興部文化事業課
8	R5. 7. 21	R5. 9. 21	指定管理者の選定に関する文書、報告書															<p>(条例第18条第2号)</p> <p>公表を行っている情報と同一の情報が記載されているものであるため、開示をしない。</p>	生活文化スポーツ局文化振興部文化事業課

